

集団回収報償金交付の概要

[手続きの流れ]

1 団体登録

報償金の交付申請をする前に団体登録が必要です。9月末までにごみ対策課（リサイクルプラザ）へ登録してください。

登録方法（下記の方法のうちいずれかをお選びください）

- ① ごみ対策課（リサイクルプラザ内）の窓口または郵送
- ② 市ホームページより様式をダウンロードしてメール
- ③ QRコードから電子申請

提出するもの（窓口またはメールの場合）

- ・資源回収団体登録申請書（第1号様式）
- ・集団回収実施計画（第2号様式）
- ・債権者登録申出書

- ② 様式のダウンロードはこちらから（市HP）



- ③ 電子申請はこちらから



2 報償金の交付申請

報償金は上期（4～9月）と下期（10～3月）に分けて交付します。集団回収を上期に実施した分は10月31日までに、下期に実施した分は最後の回収終了後から翌年4月30日までに申請してください（期限厳守）。

※ 各期日が休日の場合はその翌日までに申請をしてください。

※ 報償金は1kgにつき4円です。（交付額 = 総回収量kg × 4円）

提出するもの（窓口またはメールの場合）

- ・資源集団回収報償金交付申請書（第3号様式）
- ・資源回収実績明細書（第4号様式）
- ・仕切書、支払明細書など（業者発行）

※ 注意事項

戸別収集を実施する場合は、資源を道路上に出さずに敷地内に置くようにお願いします。

（連絡先 ごみ対策課 収集第2チーム 電話 0562-55-0300）

○ リサイクルプラザ案内図

知多市南浜町 2 2 番地の 2

開館時間 9:00~17:00 (除く12:00~13:00)

休館日 土・日曜日、祝日、年末年始

